

高槻市マスコットキャラクター活用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高槻市マスコットキャラクター「はにたん」(以下、「キャラクター」という。)を利用するにあたって必要な事項を定めることにより、キャラクターの適切な活用を図り、もって本市のまちづくりや都市イメージの向上に資することを目的とする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(利用の申請)

第3条 キャラクターを利用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、あらかじめ高槻市マスコットキャラクター利用承認申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 申請者が市の機関の場合は、高槻市マスコットキャラクター使用届出書(様式第2号)に添付書類を添えて、観光シティセールス課に届け出るものとする。

(利用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、本市のまちづくりや都市イメージの向上に資すると認められるものについて当該利用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 高槻市及びキャラクターの信用や品位の失墜に至る恐れがあるとき。
- (3) 特定の政党、思想、宗教などの活動に利用される恐れがあるとき。
- (4) 特定の個人や団体のシンボルマーク又は意匠等として利用される恐れがあるとき。
- (5) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者であるとき。
- (8) 「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までに掲げる者であるとき。
- (9) その他、市長が利用を承認することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定に基づき利用承認した場合は、高槻市マスコットキャラクター利用(変更)承認通知書(様式第3号)により申請者に通知し、承認しない場合は、高槻市マスコットキャラクター利用(変更)不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(利用上の遵守事項)

第5条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに利用し、市長の指示する利用条件に従うこと。
- (2) 別紙『高槻市マスコットキャラクター「はにたん」デザインマニュアル』に従って利用すること。
- (3) 申請者は、これを譲渡し又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを自己のものとして、商標や意匠に利用しないこと。
- (5) 高槻市マスコットキャラクターであることを明示すること。
- (6) 高槻市が当該事業の品質を保証するかのようなイメージを与えないように配慮すること。

(承認内容の変更)

第6条 申請者が利用承認を受けた後、承認内容を変更しようとするときは、直ちに高槻市マスコットキャラクター利用変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき利用承認した場合は、高槻市マスコットキャラクター利用(変更)承認通知書（様式第3号）により申請者に通知し、承認しない場合は、高槻市マスコットキャラクター利用(変更)不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(承認の取消)

第7条 市長は、申請者が利用承認を受けた後、本要綱及び承認内容に違反していると認められる場合は、利用承認を取消することができる。

- 2 前項の利用承認の取消は、高槻市マスコットキャラクター利用承認取消通知書（様式第6号）をもって行う。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る制作物をいかなる場合であっても利用してはならない。
- 4 市長は、承認を取り消された者に対して制作物の回収を求めることができる。
- 5 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損害賠償)

第8条 申請者はキャラクターの利用により、市に損害を生じさせた場合は、これを賠償しなければならない。

- 2 申請者は利用承認を受けた制作物等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

(報告書の提出)

第9条 申請者は、利用承認を受けた期間の終了後、もしくは利用承認を受けた制作物の完成後、すみやかに高槻市マスコットキャラクター利用事業実施報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 利用承認を受けた制作物が、利用承認に期限の定めが無かつ販売を目的とした商品である場合、利用者は継続して利用状況を報告することとし、二回目以降の報告について、前項の実施報告書の代わりに、各年度末までの利用状況を高槻市マスコットキャラクター

「はにたん」利用商品報告書（様式第8号）にまとめ、翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

（利用終了）

第10条 利用承認に期限の定めが無い場合、申請者は当該事業が終了した際、高槻市マスコットキャラクター利用事業終了届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。また、その終了届の提出をもって当該利用承認は効力を失う。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管課長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の前日までに承認された利用申請の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の前日までに承認された利用申請の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

高槻市マスコットキャラクター「はにたん」 デザインマニュアル

はにたんの位置づけ及びプロフィール

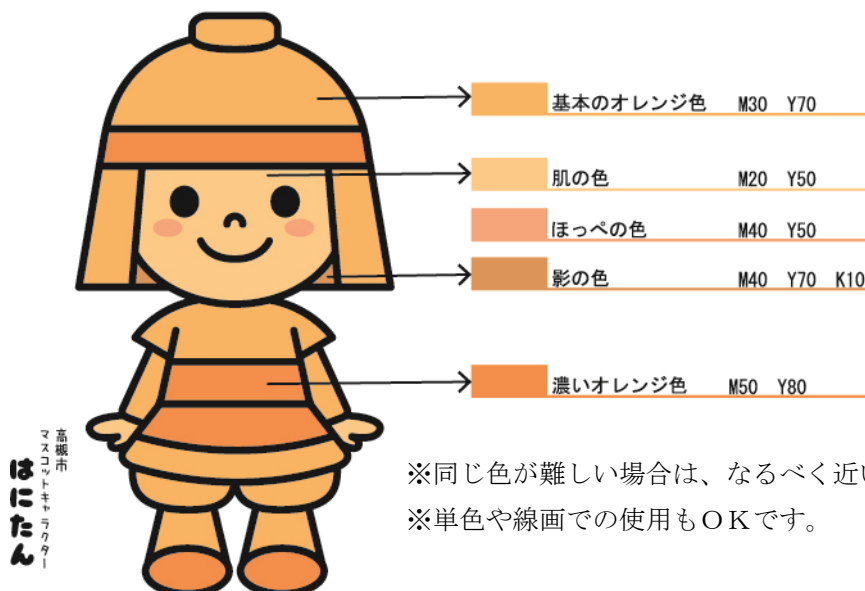
『はにたん』は、高槻市のマスコットキャラクターです。
市内にある「今城塚古墳（いましろづかこふん）」で出土した「武人ハニワ」をモデルとしています。
高槻市の魅力を全国にPRするために、平成24年10月1日付けで「たかつきPR係長」に就任しました。

『はにたん』のイメージを損なう行為は、高槻市及び『はにたん』の信用及び品位を損なうこと、また全国各地のマスコットキャラクター界全体の信用を失墜させるものであることをご理解いただき、『はにたん』をご利用の際は利用上の注意事項等を遵守してください。

【『はにたん』のプロフィール】

生まれた場所	今城塚古墳
誕生日	高槻市の「ハニワの日」である8月20日 (生まれ年は不詳)
名前	自分で「はにたん」といって生まれた。
性格	誰にでも優しくお人好し。高槻市に住んでいる人みんなのことが大好き。 市民のみんなが集まるイベントが大好き。
その他	はにたんのモデルとなったのは、今城塚古墳の武人埴輪です。 性別は不詳

1 デザインの色指定は次の通りです



※同じ色が難しい場合は、なるべく近い色を使用してください。
※単色や線画での使用もOKです。

2 はにたんのデザイン近くに、以下いずれかのロゴマークを入れ、高槻市マスコットキャラクターであることを明示してください



(例)

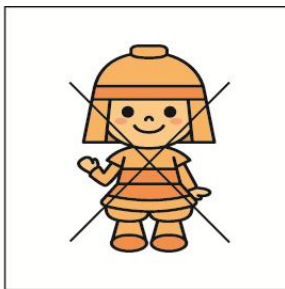
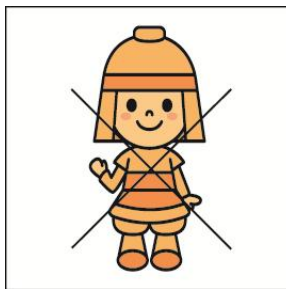


上記は表示例です。ロゴの色・サイズ・位置等はこれらに限定しません。製作物や商品の性質上、はにたんのデザインの近くに表示できない場合は、観光シティセールス課に相談の上、その他の箇所（例：商品タグ、説明書）に記載してください。

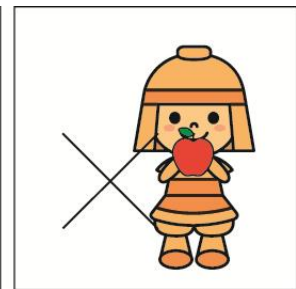
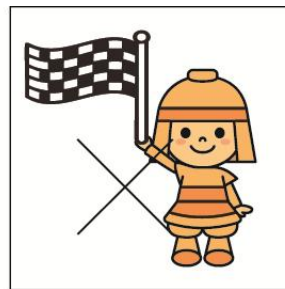
3 デザインの変形はできません

【使用できない例】

①縦横比率を変えた使用



②デザインの上に図柄・物を持たせる等のデザイン改変



【例外として認めているデザイン…一部使用、反転の使用例】

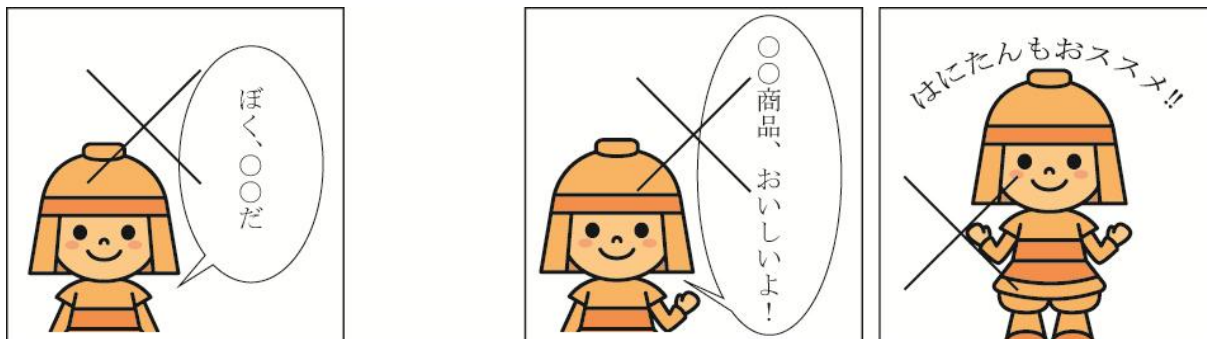
※はにたんとして認識できること、反転しても問題ないイラストの種類であること。



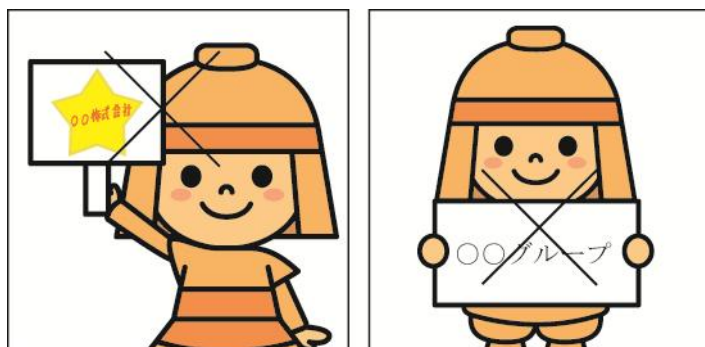
4 デザインにつける吹き出しの表現についても適切に使用されているか確認させていただきます

【使用できない例】

①はにたんには性別がありません。②特定の企業・団体の商品を推奨することはできません。



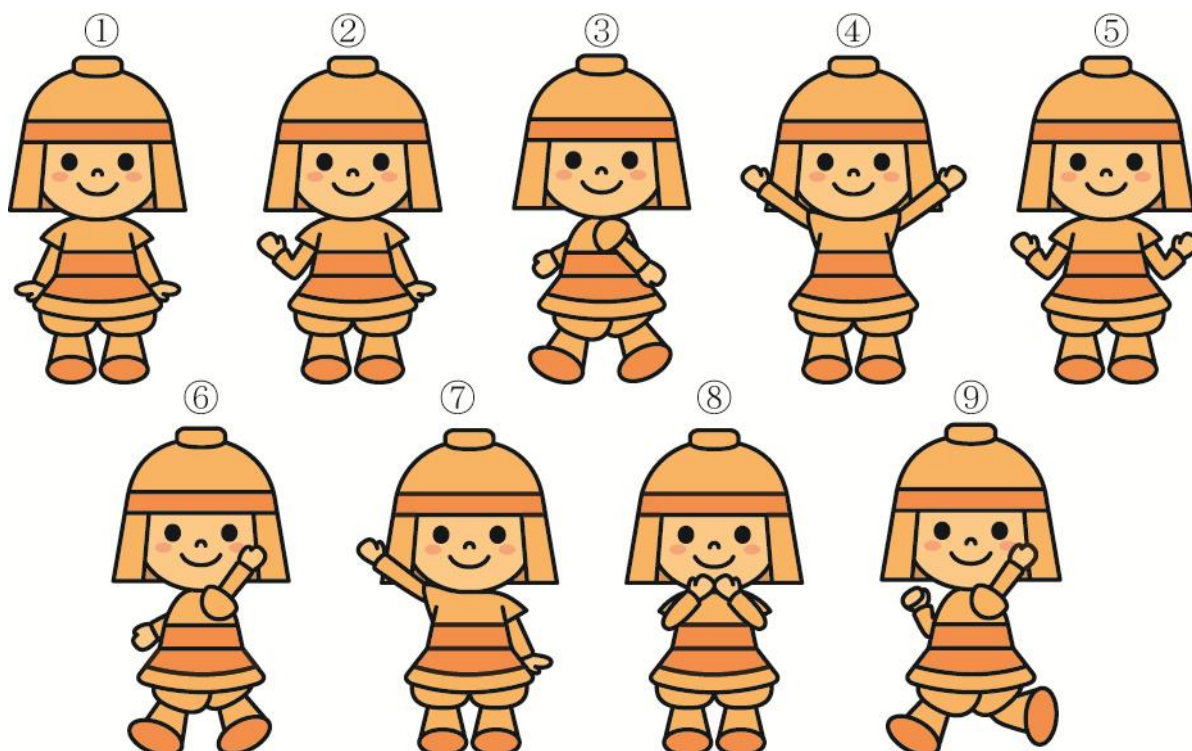
③はにたんのイラストと一体化して、特定の企業や団体について記載することはできません。
※例…企業名やロゴ、スローガンなど。



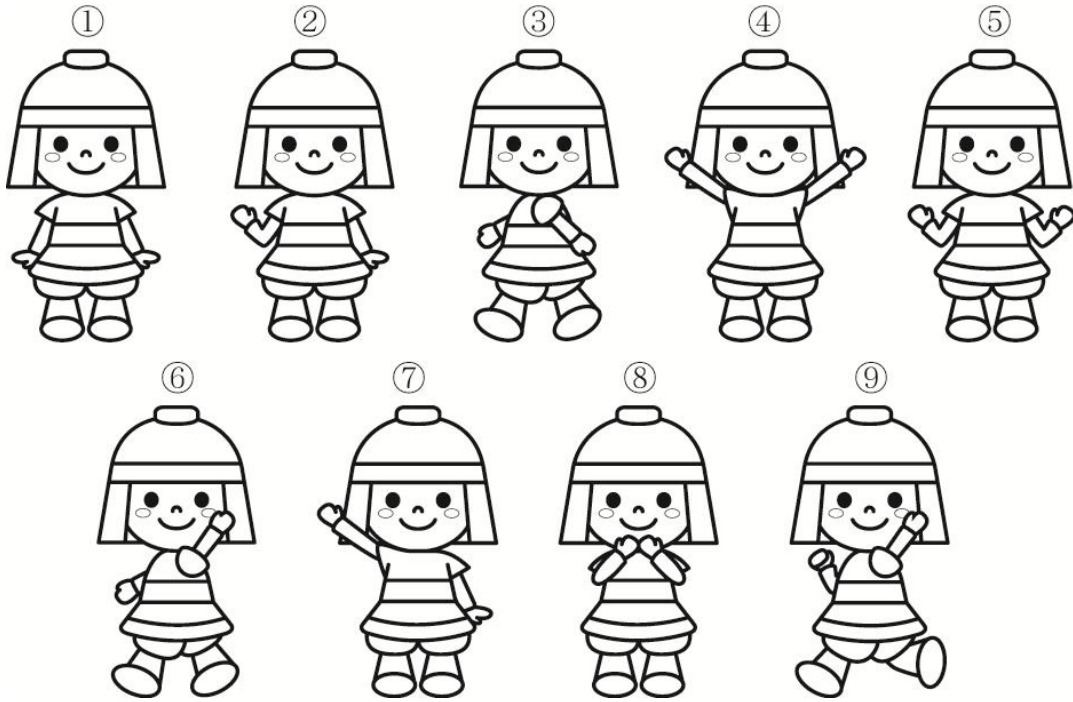
5 使用可能なデザイン

(1) 基本デザイン (ポーズ違い含む)

A : カラー



B : 線画 (モノクロ)



C : 着ぐるみ写真



D : ふちなし



(2) 展開デザイン

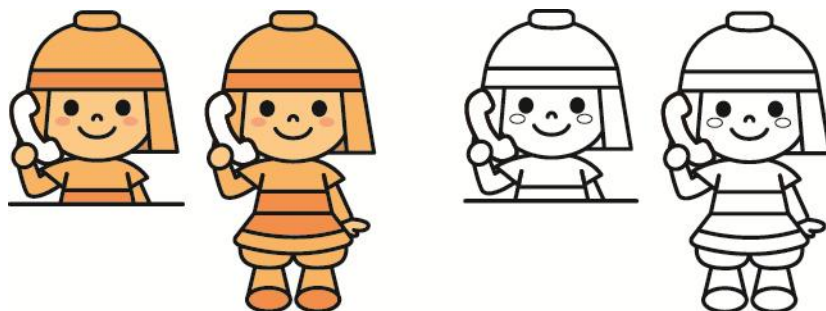
①観光はにたん



②電話はにたん コールセンターはにたん



②電話はにたん もしもしはにたん

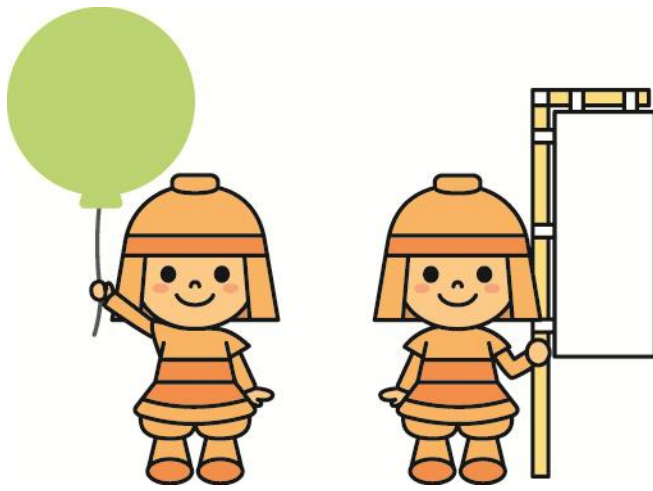


③サッカーはにたん



④案内・PRはにたん





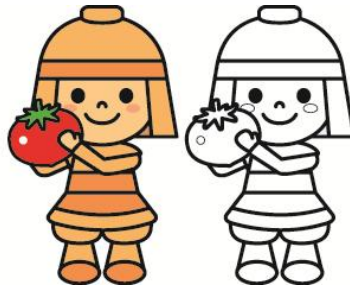
※タスキ・旗・プラカード・風船・のぼり部分には、要項に反しない範囲において、自由に文言を入れることができるものとする。

また、タスキ・プラカード・のぼりについては、地色に色付けができるものとする。

⑤ しろうりはにたん



⑥ トマトはにたん



⑦ はみがきはにたん



⑧ プレゼントはにたん



⑨ 自転車はにたん



⑩ 食育はにたん



⑪ 哺乳瓶はにたん



⑭ 気球はにたん



⑫ お勉強はにたん

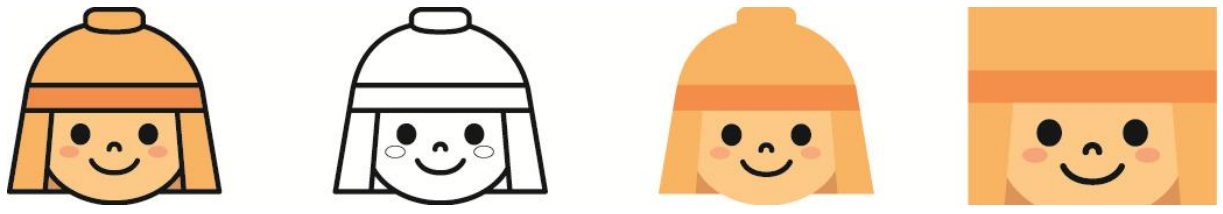


⑬ つり革はにたん

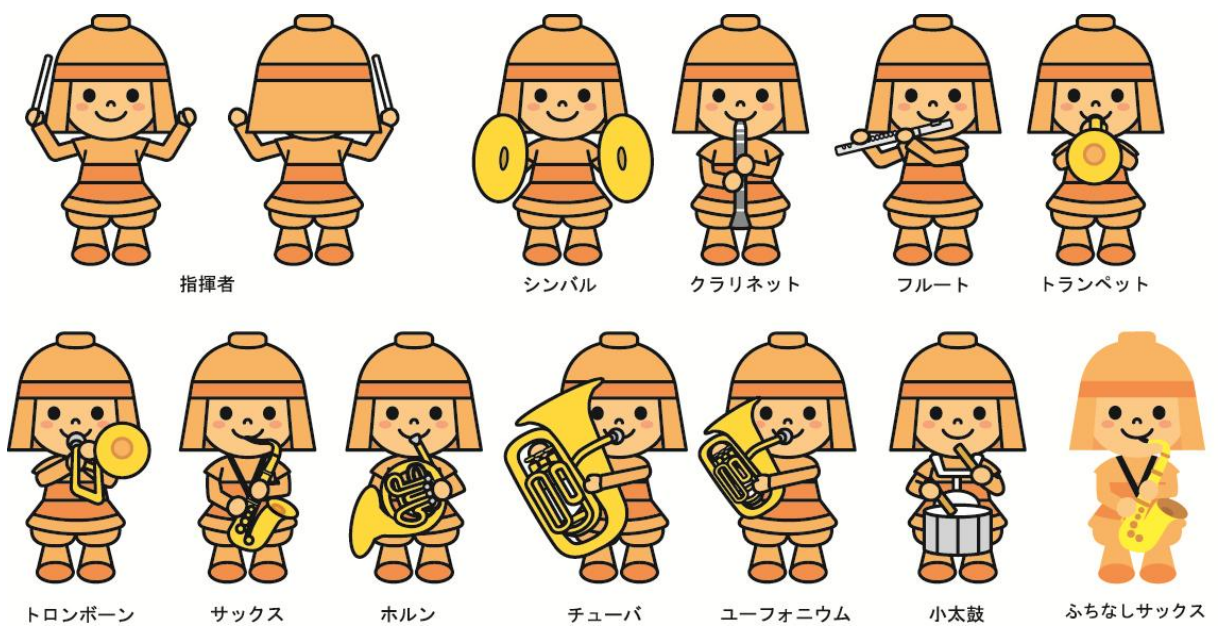


※かご部分のみ、要項に反しない範囲において、文字入れやかごの地色に色付けができるものとする。

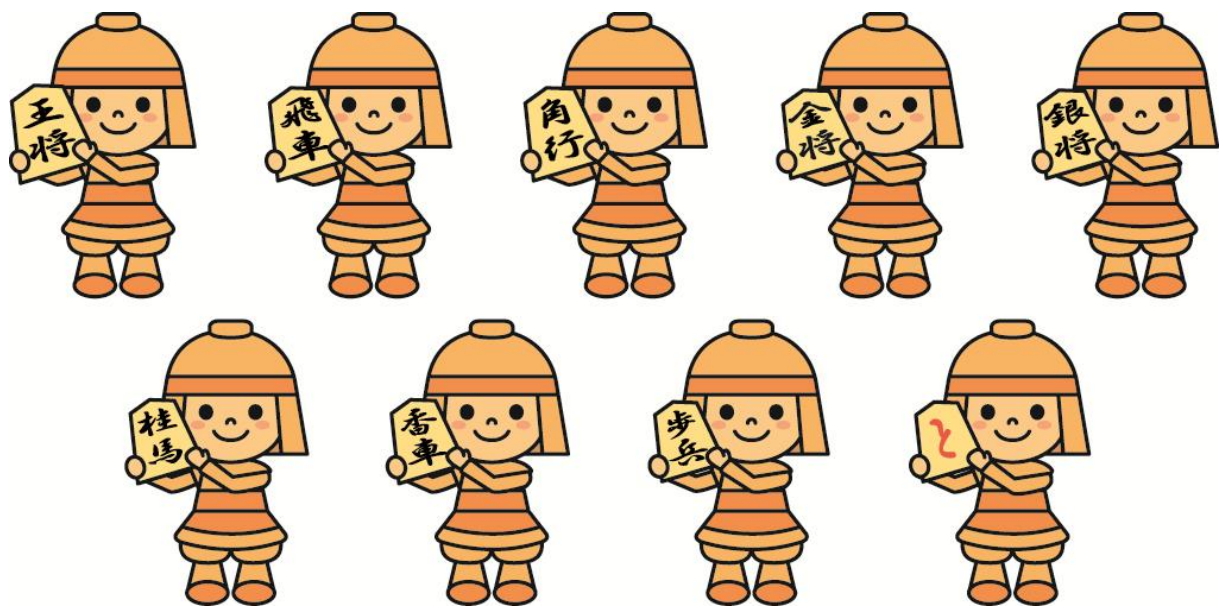
⑮ はにたんアップ

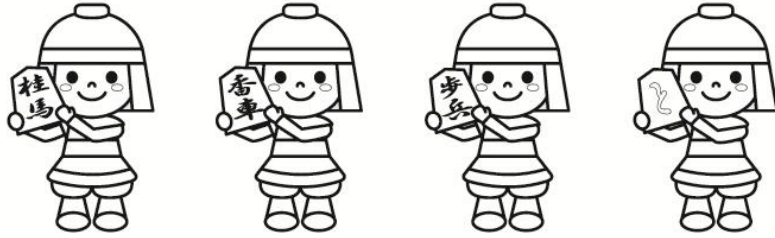


⑯ 音楽隊はにたん



⑰ 将棋はにたん







⑱ 駅員はにたん



⑱ イースターはにたん



⑳ こいのぼりはにたん



㉑ さくらはにたん



㉒ ちょうちょとはにたん



㉓ マスクはにたん



㉔ ハロウィンはにたん



㉕ タブレットはにたん スマートフォンはにたん



②⑥水やりはにたん



②⑦フライパンはにたん



②⑧手洗いはにたん



②⑨うきわとはにたん



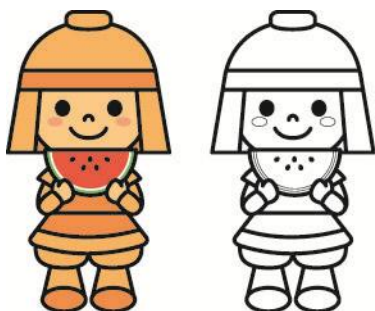
③⑩お祭りはにたん



③⑪かき氷とはにたん



③⑫すいかとはにたん



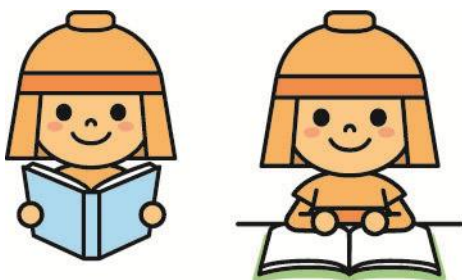
③⑬ひまわりはにたん



③⑭虫とりはにたん



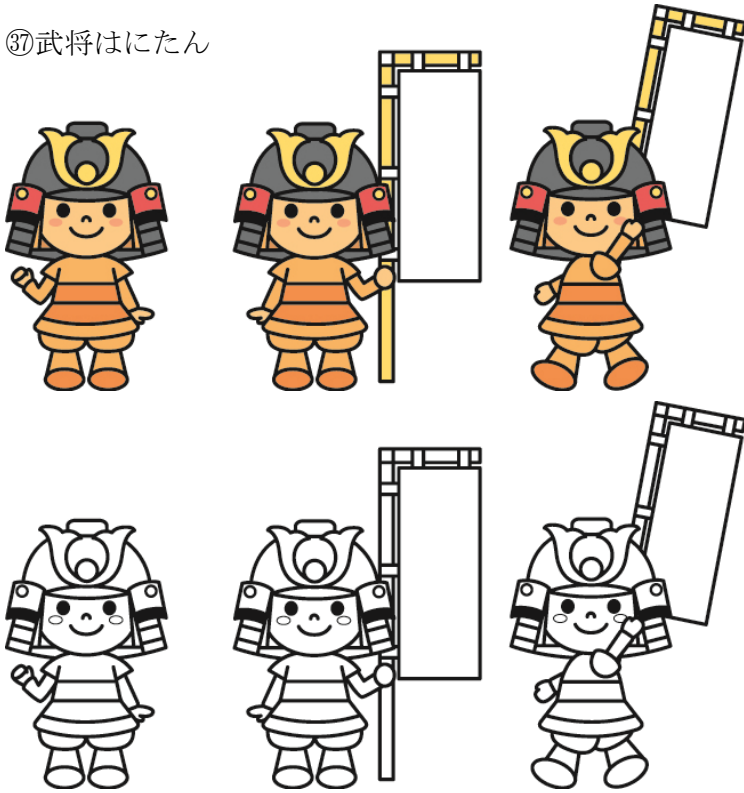
③⑮図書館はにたん



③⑯いただきますはにたん



③⑦ 武将はにたん



※のぼり部分について、要項に反しない範囲において、自由に文言を入れることができるものとする。なお、のぼりの地色への色付けはカラーのイラストのみ可能。

③⑧ キャンプ場はにたん



③⑨ お絵描きはにたん



④⑩ コスモスとはにたん



④⑪ 紅葉とはにたん



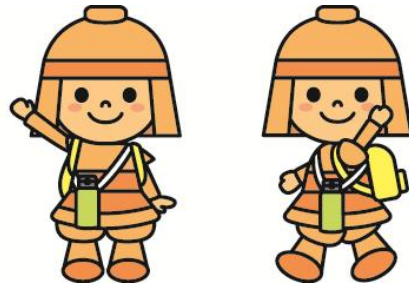
④⑫ 運動会とはにたん



④③ 応援はにたん



④④ 遠足はにたん



④⑤ クリスマスはにたん



④⑥ 鏡もちとはにたん



④⑦ 門松とはにたん



④⑧ マフラーはにたん



④⑨ 雪だるまとはにたん



⑤⑩ バレンタインはにたん



⑤⑪ 節分はにたん



⑤⑫ いなほはにたん

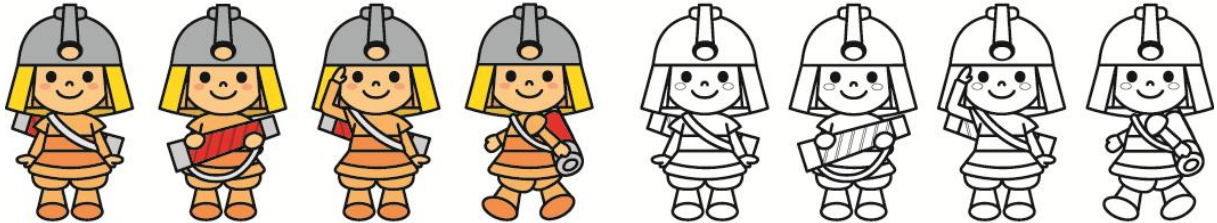


(3) 特定の目的に関する展開デザイン

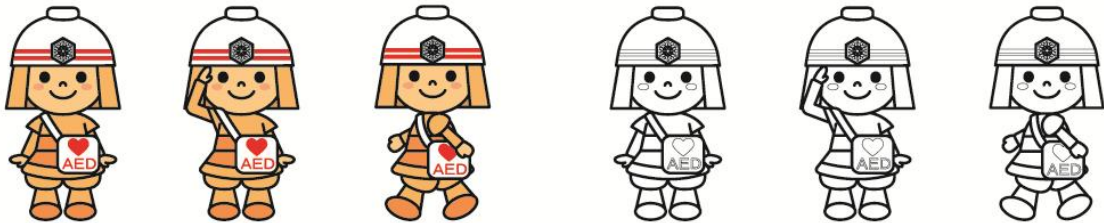
デザインの利用に制限がかかります。デザインの利用を希望される場合は必ず事前に観光シティセールス課に確認していただくようお願いいたします。

①消防に関するデザイン（担当課：高槻市消防本部予防課）

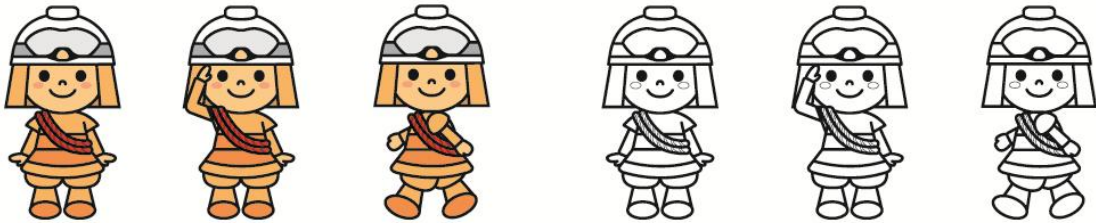
ア 消防はにたん



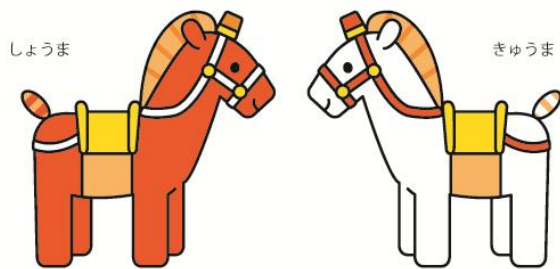
イ 救急はにたん



ウ 救助はにたん



エ しょうま きゅうま



※このデザインの使用について、単独ではなく必ず「はにたん」を主役にして使用すること

オ 火災警報機を指さす消防はにたん



カ 火災警報機を取り換える消防はにたん



キ 消火器を使う消防はにたん



②子育てに関するデザイン（担当課：子育て支援課）

カンガルーはにたん



※旗部分のみ、要綱に反しない範囲において、文字入れや、旗の地色に色付け可能。



③エコに関するデザイン（担当課：資源循環推進課）

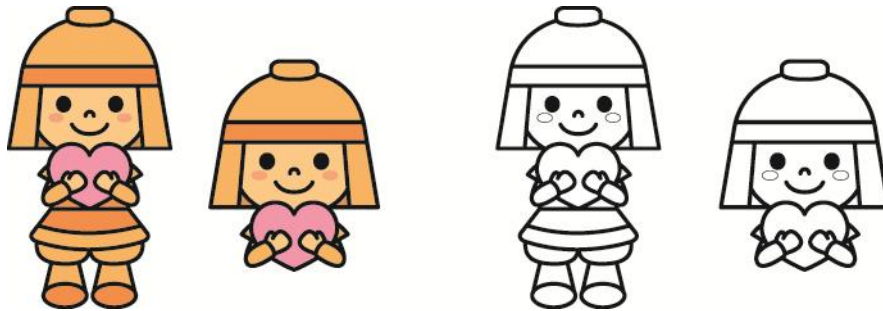
たかつきエコショップはにたん



④自殺予防啓発に関するデザイン（担当課：保健予防課）

ハートはにたん

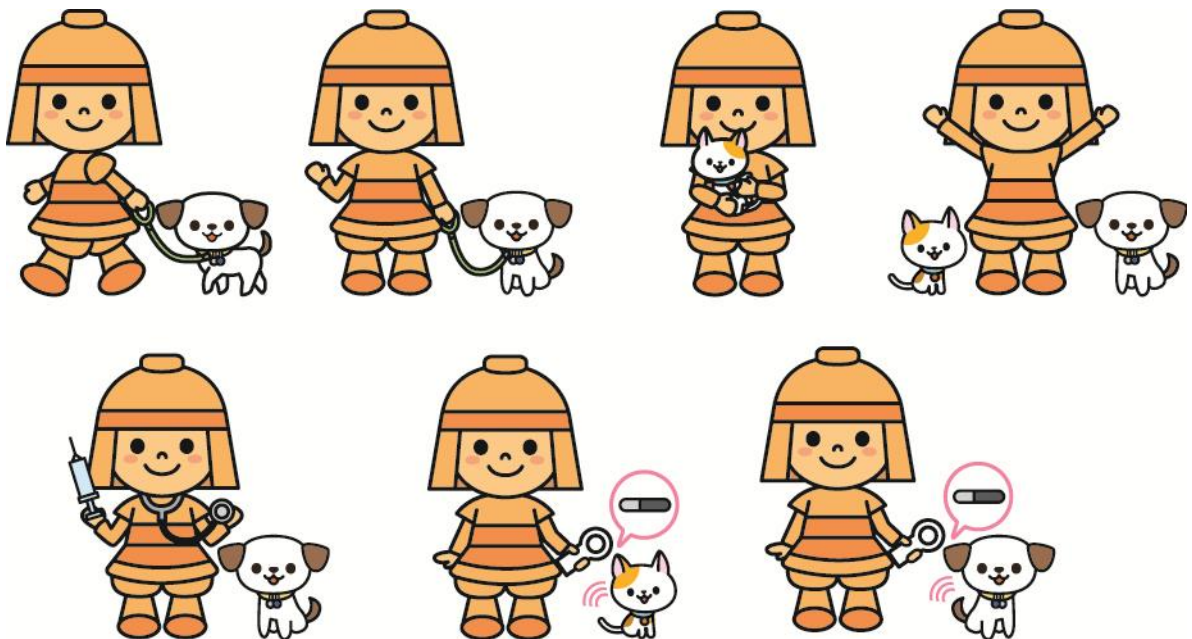
※民間団体・個人での使用不可



⑤動物愛護に関するデザイン（担当課：保健衛生課）

犬猫はにたん

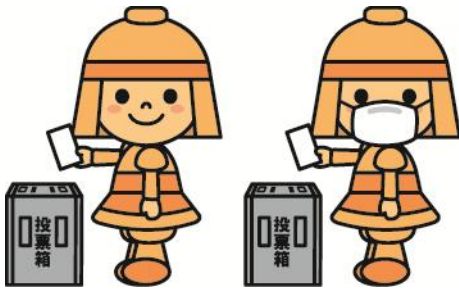
※民間団体・個人での使用不可



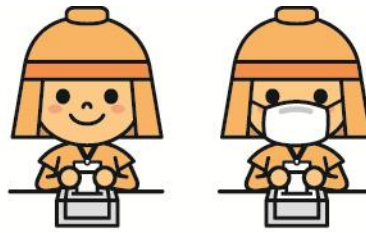
⑥投票に関するデザイン（担当課：選挙管理委員会事務局）

※民間団体・個人での使用不可

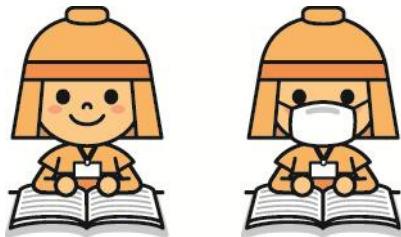
ア 投票するはにたん



イ 投票事務はにたん



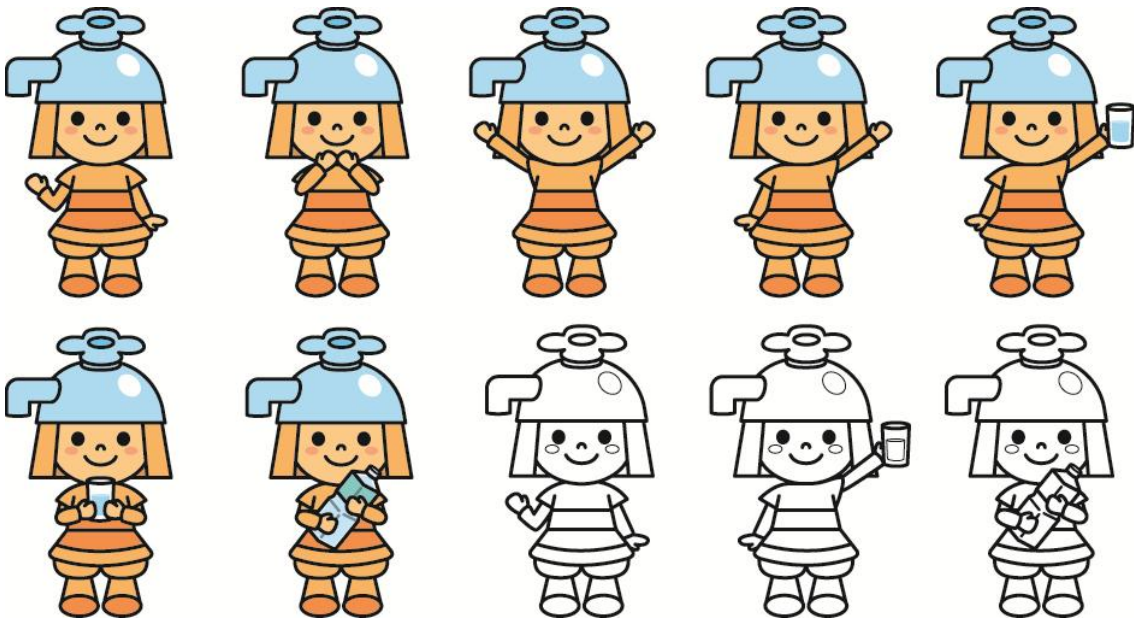
ウ 名簿チェックはにたん



⑦水道に関するデザイン（担当課：水道部総務企画課）

※民間団体・個人での使用不可

ア 水道はにたん



イ 顔のみ水道はにたん



ウ 水道工事はにたん



エ 水質検査はにたん



オ メーター検針はにたん



カ 旗を持つ水道はにたん



キ 電話をかける水道はにたん



オ マイボトルを持つ水道はにたん



⑧自閉症の理解啓発に関するデザイン (担当課：障がい福祉課)

パズルピースはにたん



⑨健(検)診に関するデザイン (担当課：健康づくり推進課)

健(検)診はにたん



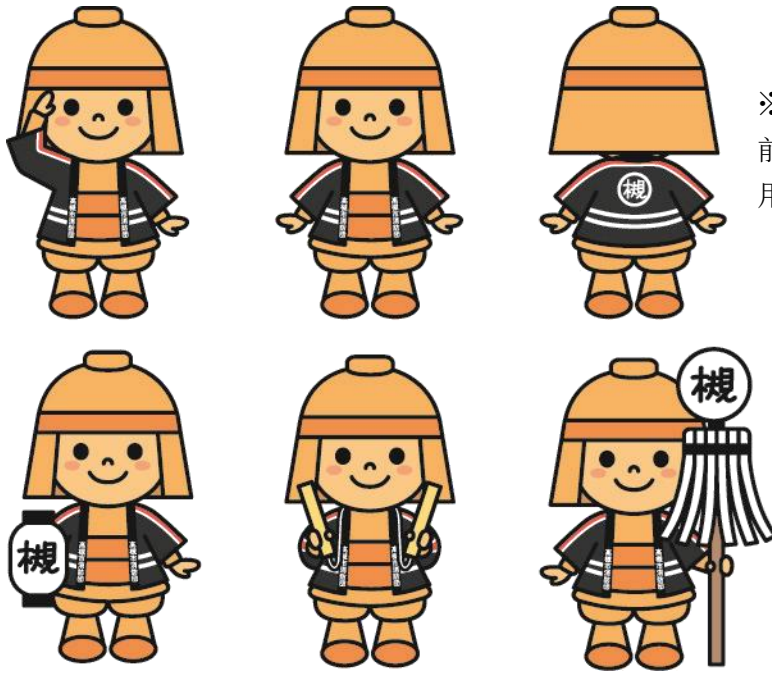
⑩禁止や制止、予防に関するデザイン

ストップはにたん



⑪消防団に関するデザイン（担当課：消防本部警防課）

消防団はにたん



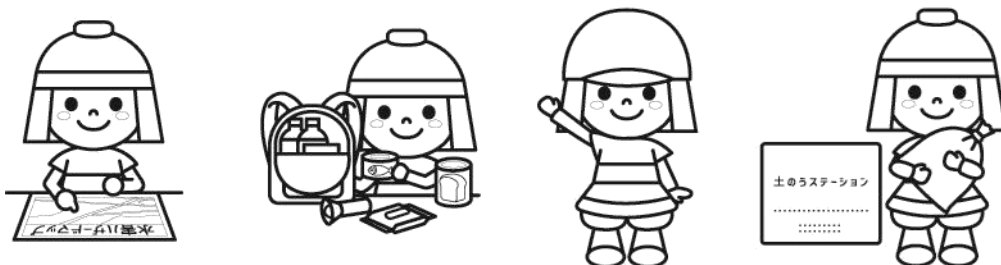
※後向きイラストについては、前向きのイラストと一緒に使用すること。

⑫防災に関するデザイン（担当課：下水河川企画課）

防災はにたん



※土のうステーションなしでの使用可



6 デザインの再現が困難な場合について

はにたんのイラストについては、市の提示するデータをそのまま使用してください。ただし、制作物の性質上、イラストの完全な再現が困難な場合は、以下の条件を満たしたうえで審査を行います。審査には通常より時間を要しますので、事前に観光シティセールス課までご連絡ください。

【条件】

- ① はにたんだと判断できるものであること。
- ② はにたんの全体のバランス、色を変えないこと。
- ③ はにたんらしさを損なわないこと。(はにたんのプロフィールを逸脱しないこと、暴力的な表現はしないこと)

7 オリジナルデザインの作成は不可です

はにたんのオリジナルデザインの作成は原則不可とします。独自に元のイラストの加工や新規作成をおこない、使用することはできません。

高槻市マスコットキャラクター利用承認申請書

(あて先) 高槻市長

(申請者)

所在地 〒

フリガナ

団体名

フリガナ

代表者（役職）

生年月日 _____ 年 月 日 生

下記のとおり高槻市マスコットキャラクターの利用承認を申請します。なお、利用に当たっては、高槻市マスコットキャラクターの利用に関する要綱の規定を遵守します。

また、「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までのいずれかの該当の有無に関して調査が必要となった場合には、申請書類等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

利用目的 (事業・イベント名等)		
利用期間		
商品への利用	<input type="checkbox"/> あり（別紙「商品詳細」を記入してください）・ <input type="checkbox"/> なし	
利用形態・方法 (具体的に)		
添付書類（必須） ※別添してください	(1)利用画像見本…制作物の見本画像や利用形態及び形状のわかる画像、またそれらを視覚的に説明した企画書など。	<input type="checkbox"/>
	(2)申請者の概要・現況を示す書類	<input type="checkbox"/>
担当者連絡先	名 前： Tel・Fax： M a i l： 住 所（承認通知書をお送りします。申請者住所の場合不要）： 〒	

様式第1号（第3条関係）別紙

【商品詳細】（申請内容に「商品への利用」がある場合、記入してください）

商品名称		
品目	食品・文具・玩具・衣類・その他（ ）	
商品の規格等	発売予定日	
	生産予定数量	
	色・サイズ・種類の展開	
	販売予定価格（税別）	
販売予定場所	<input type="checkbox"/> 高槻市内 <input type="checkbox"/> 高槻市外 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> イベント （具体的な店舗名・サイト名は現時点でわかる範囲で記入してください）	
商品について 問合せ先 （申請書の担当者とは異なる場合）		
特記事項		
公開不可の情報	<input type="checkbox"/> あり（内容： ）	

※商品については、PRのため、はにたんグッズとして市HP等にて内容を公開する場合があります。また、掲載にあたり商品写真のご提供をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※利用期間内に販売が終了した場合や値段等が変更した場合は、観光シティセールス課までご連絡ください。

【記入例】

※申請には約 2 週間ほどかかります

提出日。郵送の場合は記入日。

令和 ●年 ●月 ●日

高槻市マスコットキャラクター利用承認申請書

(あて先) 高槻市長

団体としての所在地がない場合は、代表者の方の所在地をご記入ください。

※代表者は団体の長たる代表者の方のお名前をお願いします。またフリガナの記入をお忘れなくお願いします。

(申請者)

所在地 〒○○○-○○○

フリガナ フリガナ必須

団体名 ●●自治会

フリガナ フリガナ必須

代表者(役職) 会長 ●●● ●●

生年月日 昭和●●年 ●●月 ●●日 生

下記のとおり高槻市マスコットキャラクターの利用承認を申請します。なお、利用に当たっては、高槻市マスコットキャラクターの利用に関する要綱の規定を遵守します。

また、「高槻市暴力団排除条例」第2条第1号から第3号までのいずれかの該当の有無に関して調査が必要となった場合には、申請書類等を大阪府警察本部に提出し、意見を聴くことに同意します。

申請日以前や当日の日付は受付できません。

利用目的(事業・イベント名等)	例:自治会まつり	
利用期間	例:利用承認日～ 終わりを特に定めない場合は空欄 例:令和●年4月1日～令和●年3月31日	
商品への利用	<input checked="" type="checkbox"/> あり(別紙「商品詳細」を記入してください)・ <input checked="" type="checkbox"/> なし →ありの場合は次ページ「別紙【商品詳細】」記入	
利用形態・方法(具体的に)	例:自治会まつりの案内チラシにはにたんのデザインを利用	
添付書類 ※別添してください	(1)利用画像見本…制作物の見本画像や利用形態及び形状のわかる画像、またそれらを視覚的に説明した企画書など。→例:写真やチラシ、デザイン案など。利用「はにたんイラスト」及び「ロゴ」は必須です。	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2)申請者の概要・現況を示す書類 →例:自治会規約や会社案内など、申請団体の組織の概要・所在地・代表者名がわかるもの	<input checked="" type="checkbox"/>
担当者連絡先	名前: Tel・Fax: Mail: 住所(承認通知書をお送りします。申請者住所の場合不要): 〒	

添付必須

様式第1号（第3条関係）別紙

【商品詳細】（申請内容に「商品への利用」がある場合、記入してください）

商品名称	例:はにたんパン	
品目	食品・文具・玩具・衣類・その他（	
商品の規格等	発売予定日	例:令和〇年〇月〇日
	生産予定数量	例:年1000個
	色・サイズ・種類の展開	例:8×8cm クリーム/チョコレートの2種類
	販売予定価格（税別）	例:¥300
販売予定場所	<input checked="" type="checkbox"/> 高槻市内 <input type="checkbox"/> 高槻市外 <input type="checkbox"/> インターネット <input checked="" type="checkbox"/> イベント （具体的な店舗名・サイト名・イベント名） 例:店舗名、〇〇フェスタ など	
商品について 問合せ先 （申請書の担当者とは異なる場合）	例:商品担当 〇〇店(名前) 072-〇〇-〇〇	
特記事項		
公開不可の情報	<input type="checkbox"/> あり（内容： <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 市のHP、SNS などでの公開不可の場合 </div> ）	

申請日より前の日付は受付できません。

市のHP、SNSなどでの公開不可の場合

※商品については、PRのため、はにたんグッズとして市HP等にて内容を公開する場合があります。また、掲載にあたり商品写真のご提供をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※利用期間内に販売が終了した場合や値段等が変更した場合は、観光シティセールス課までご連絡ください。

様

高槻市長

（公印省略）

高槻市マスコットキャラクター利用（変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高槻市マスコットキャラクター利用（変更）承認申請について、下記の条件を付して承認します。

承認番号	
利用目的	
利用期間	
利用形態	

なお、利用にあたっては高槻市マスコットキャラクター活用要綱を遵守してください。
要綱及び承認内容に違反していると認められる場合は、承認を取り消すことがあります。

※1 利用期間終了後、もしくは利用承認を受けた制作物の完成後、すみやかに高槻市マスコットキャラクター利用事業実施報告書（様式第7号）を提出してください。

※2 利用承認を受けた制作物が、利用承認に期限の定めがなく且つ販売を目的とした商品である場合、二回目以降の報告について、各年度末までの利用状況を高槻市マスコットキャラクター「はにたん」利用商品報告書（様式第8号）にまとめ、翌年度の4月30日までに提出してください。

様式第4号（第4条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

高槻市長

（公印省略）

高槻市マスコットキャラクター利用(変更)不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高槻市マスコットキャラクター（利用承認申請・変更承認申請）について審査した結果、マスコットキャラクターの利用に適さないため、不承認を決定しましたので通知します。

申請内容	
不承認理由	

様式第5号（第6条関係）

高槻市マスコットキャラクター利用変更承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

（申請者）

所在地 〒

フリガナ

団体名

フリガナ

代表者（役職）

下記のとおり変更したいので、申請します。

承認番号		
現在の利用目的及び 利用形態、商品名など		
変更を適用する期間		
具体的な変更内容		
添付書類 ※別添してください	利用画像見本…デザインの変更がある場合は必須	<input type="checkbox"/>
担当者連絡先	名 前： Tel・Fax： M a i l： 住 所：〒	

様式第6号（第7条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

高槻市長

(公印省略)

高槻市マスコットキャラクター利用承認取消通知書

下記の高槻市マスコットキャラクター利用承認について、要綱及び承認内容に違反していると認められるため、高槻市マスコットキャラクター活用要綱第7条に基づき、利用承認を取り消したので通知します。

承認番号	
取消理由	

高槻市マスコットキャラクター利用事業実施報告書

（あて先）高槻市長

（申請者）

所在地

名称

代表者（役職）

高槻市マスコットキャラクターの利用承認を受けて実施した事業について、下記のとおり報告します。

承認番号			
利用目的			
利用期間			
事業の成果について	① 利用物（チラシ等の見本）又は利用形態の分かる画像や写真を添付してください。	<input type="checkbox"/>	
	② 下枠に成果内容について、ご記入ください。		
利用点数・数量 又は年間生産数			
※商品として販売している場合は記入	販売価格	円	販売実績数
	主な販売場所		
連絡先 (担当者・電話番号等)			

※必ず利用物（チラシ等見本）又は利用形態の分かる写真を別添えしてください。

【記入例】

※訂正に修正液・修正テープを使用しないでください。

令和●年●月●日

提出日。郵送の場合は記入日。

高槻市マスコットキャラクター利用事業実施報告書

（あて先）高槻市長

（申請者）
 所在地 〒○○○-○○○○
 高槻市○○町○丁目○番○号
 団体名 ○○自治会
 代表者（役職）会長 高槻 太郎

高槻市マスコットキャラクターの利用承認を受けて実施した事業について、下記のとおり報告します。

承認番号	A●-●		
利用目的	申請時の利用目的		
利用期間	申請時の利用期間をご記入ください		
事業の成果について	利用物（チラシ等の見本）又は利用形態の分かる画像や写真を添付してください。	<input checked="" type="checkbox"/>	
	下枠に成果内容について、ご記入ください。		
	例： 自治会まつり案内チラシにはにたんのデザインを利用することで、子どもも見やすいチラシになるとともに、地域イベントであることの周知が図れた。		
利用点数・数量 又は年間生産数	チラシ 10,000 枚		
※商品として販売している場合は記入	販売価格	円	販売実績数
	主な販売場所		
連絡先 (担当者・電話番号等)	担当 高槻 花子 (電話 090-○○○-○○○○)		

添付必須

※文章の記載必須
 ⑨:書ききれない場合は別紙をつけてください

※必ず利用物（チラシ等見本）又は利用形態の分かる写真を別添えしてください。

【記入例:商品の場合】

様式第7号(第9条)※訂正に修正液・修正テープを使用しないでください。

提出日。郵送の場合は記入日。

令和●年●月●日

高槻市マスコットキャラクター利用事業実施報告書

(あて先) 高槻市長

(申請者)

所在地 〒○○○-○○○○

高槻市○○町○丁目○番○号

団体名 ○○自治会

代表者(役職) 会長 高槻 太郎

高槻市マスコットキャラクターの利用承認を受けて実施した事業について、下記のとおり報告します。

承認番号	AP●-●-●			
利用目的	申請時の利用目的と商品名			
利用期間	申請時の利用期間をご記入ください			
事業の成果について	利用物(チラシ等の見本)又は利用形態の分かる画像や写真を添付してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 添付必須		
	下枠に成果内容について、ご記入ください。			
	※文章の記載必須 ⑨:書ききれない場合は別紙をつけてください	はにたんの形のパンを制作販売することで、高槻らしさをPRでき、販売促進にもつながった。		
利用点数・数量 又は年間生産数	100個			
※商品として販売している場合は記入	販売価格	200円	販売実績数	50個
	主な販売場所	○○店・イベント○○		
連絡先 (担当者・電話番号等)	担当:高槻 花子(電話 090-○○○○-○○○○)			

※必ず利用物(チラシ等見本)又は利用形態の分かる写真を別添えしてください。

高槻市マスコットキャラクター「はにたん」利用商品報告書

（あて先）高槻市長

（申請者）

所在地 〒

団体名

代表者（役職）

二回目以降の報告について、当該年度末までの利用状況をまとめ翌年度の4月30日までに提出をお願いいたします。

承認番号	商品名	販売価格	年間販売数	主な販売場所	特記事項

連絡先 (担当者や携帯番号等)	
--------------------	--

ご記入頂いた情報は、効果を検証するために統計データとして活用いたします。また、商品名、販売価格、販売場所については、はにたんグッズとして市HP等にて紹介する場合があります。

様式第9号（第10条関係）

高槻市マスコットキャラクター利用終了届出書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

（申請者）
所在地 〒
フリガナ
団体名
フリガナ
代表者（役職）

下記のとおり事業が終了しましたので、届け出ます。

承認番号	
利用目的及び 利用形態、商品名など	
利用終了日	
担当者連絡先	名 前： 携帯電話： M a i l： 住 所：〒